

南相木村生活応援商品券（第4弾）交付事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰に伴い影響を受けている村民生活を支援するとともに、個人消費の喚起による事業者への支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、村民に対し南相木村生活応援商品券（第4弾）（以下「商品券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、村が発行する村長が別に定める文書をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として村に登録された者をいう。

（商品券の交付対象者）

第3条 商品券の交付対象者（以下「対象者」という。）は、下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において本村の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 前号に規定する者のうち、基準日において74歳以下の者。

（商品券の交付等）

第4条 村長は、この要綱に定めるところにより、対象者1人あたり20,000円分の商品券を交付するものとする。

- 2 商品券の1枚当たりの額面は、1,000円又は500円とする。
- 3 商品券は、基準日において村内に住所を有する対象者については、住民基本台帳の住所地に配送する方法により交付するものとする。ただし、村長は、対象者から居住実態に関する申出があり、特に必要と認めるときは、配送先を変更し、又は配送以外の方法により商品券を交付することができる。

（商品券の使用範囲等）

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引に限り、取引の対価（消費税その他の間接税を含む。）の支払に使用することができる。

- 2 次の各号のいずれか該当する場合には、商品券を使用することができないものとする。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) 現金との交換が伴うものや各種商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

(3) 国税、地方税や使用料などの公租公課

3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。

4 商品券は、転売をしてはならない。

5 商品券の使用期間は、令和8年1月26日から令和8年6月30日までとする。

(特定事業者の登録等)

第6条 村長は、特定事業者を募集し、応募内容を審査の上、適當と認めたときは、当該事業者を特定事業者に登録し、特定事業者登録証明書を交付するものとする。

2 特定事業者の募集は、商品券の使用期間中、隨時行うものとする。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならない。

2 商品券の交換、譲渡又は売買をしてはならない。

3 村長は、特定事業者が前各項の規定に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第8条 村長は、特定取引において商品券が使用された商品券について、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、令和8年6月30日までの特定取引において受領した商品券を、村長が別に定める換金依頼書を添えて提出するものとする。

3 前項の規定による支払は、特定事業者が指定する預金口座への振替により行うものとする。

4 特定事業者は、令和8年7月20日までに、商品券の換金を申し出なければならない。

(商品券に関する周知等)

第9条 村長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件及び事業の概要について、広報その他適切な方法により、住民への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第10条 村長は、商品券の交付後であって令和8年6月30日までの間において、対象者に該当しない者又は偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けた者が判明したときは、当該者に対し、交付した商品券又は商品券により受けた利益に相当する額の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。